脱水に対する治療（発熱を伴う状態の患者に対して実施するものに限る。）
頻回の嘔吐に対する治療（発熱を伴う状態に限る。）
(2) 経鼻胃管及び胃瘻等の経腸栄養（発熱又は嘔吐を伴う状態の患者に対して行うものに限る。）
創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置
褥瘡に対する治療（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に実施するものに限る。）
末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療
創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療
中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）
人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法
(3) 気管切開又は気管挿管（発熱を伴う状態の患者に対して行うものを除く。）
その他の処置
一日八回以上の喀痰吸引
頻回の血糖検査
酸素療法（密度の高い治療を要する状態にある患者に対して実施するものを除く。）
せん妄に対する治療
うつ症状に対する治療
(4) 傷病等によるリハビリテーション（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

三　対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であって、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定するものに入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

(1) 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）
(2) 児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関
(3) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関

別表第五の四　療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の注４に規定する厚生労働大臣が定める状態

ＡＤＬ区分三の状態

別表第六　難病患者等入院診療加算に係る疾患及び状態

一　対象疾患の名称
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（開胸心手術又は直腸悪性腫瘍手術の後に発症したものに限る。）
後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含む。）
多剤耐性結核
二　対象となる状態
(1) 多剤耐性結核以外の疾患を主病とする患者にあっては、当該疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含む。）については当該疾患に罹患している状態に、パーキンソン病についてはホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）
(2) 多剤耐性結核を主病とする患者にあっては、治療上の必要があって、適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する病室に入院している状態

別表第六の二　厚生労働大臣が定める地域

一　北海道日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の地域
二　北海道富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村の地域
三　北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の地域
四　北海道紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町の地域
五　北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域
六　青森県五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域
七　青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域
八　岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域
九　岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域
十　岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域
十一　岩手県二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の地域
十二　秋田県大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域
十三　山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の地域
十四　埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町の地域
十五　東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域
十六　新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の地域
十七　新潟県佐渡市の地域
十八　石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域
十九　福井県大野市及び勝山市の地域
二十　山梨県市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の地域
二十一　岐阜県高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の地域
二十二　愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域